

○ 繰上償還

圃場整備等の工事費負担について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要となります。償還については事業の実施地区により事情が異なりますので、詳細につきましては担当までご相談下さい。

尚、繰上償還金のお支払いは、現金でのお支払いとなり口座振替は出来ません。

◇ 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。

また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合には届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。

*** 賦課金等納入についてのお知らせ ***

○ 納付場所及び納付取扱い金融機関

	納期限内	納期限を過ぎた場合
納付場所	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店
取扱い金融機関	・花巻農業協同組合 各本支店 ・岩手銀行 各本支店 ・花巻信用金庫 各本支店	・花巻農業協同組合 各本支店

※ 所定の用紙以外の納付につきましては、お振り込みの扱いとなり、振込手数料は振込依頼人負担となりますのでご注意下さい。

※ お振り込みの場合は、振込人名を組合員名でお願いします。

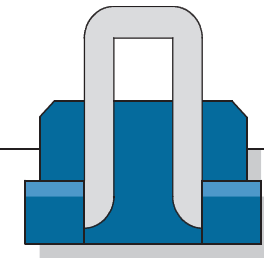
平成 28 年度一般会計賦課金全期及び第 1 期、管理施設使用料の

口座振替日並びに納期限は、平成 28 年 5 月 2 日です。

口座振替の方は、**前日までに残高の確認**をお願いします。

また現金納付の方は、**納期限内の納入**にご協力をお願いします。

※ 当日のご入金につきましては、場合により口座振替が出来ないことがありますので、ご確認とご注意をお願いいたします。



～ 各種手続きのご案内 ～

◎ 土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事があった場合は必ずお届け出をお願いいたします。

○ 組合員の名義変更等（経営移譲、相続、住所変更、等）

○ 田の取得または喪失（売買、貸し借り、贈与、譲渡、等）

※ 農業委員会等で手続きをされても、土地改良区には反映されませんので、必ず土地改良区でも手続きをお願いします。

[土地改良法第 43 条 組合員の資格得喪の通知義務]

○ 農地転用等

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除外されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

・公共事業による買収

公共用地等に係る農地転用については農業委員会などへの個人で行う手続きは免除されていますが、土地改良区への手続きは必要となります。

・農地転用の手続き例

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 農地転用の相談 | (農業委員会) |
| 2. 農地転用に伴う意見書の交付申請、地区除外申請、決済金の納付 | (土地改良区) |
| 3. 農地転用の許可申請 | (農業委員会) |
| 4. (許可後) 登記地目の変更 | (法 務 局) |

※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。(一時転用のみ許可されます)

※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

[農地法第 4 条、第 5 条]

[土地改良法第 42 条 権利義務の承継及び決済]

○ 権利義務の承継

賦課金の未納がある土地の権利を取得した場合(所有権移転、利用権設定・解約等)は、土地改良法により新しい資格者に納入の義務が生じます。

競売において土地を取得した場合も同様です。トラブル防止のためにも事前にご確認をお願いいたします。

[土地改良法第 42 条 権利義務の承継及び決済]